

災害時における応急対策資機材の供給等に関する協定書

宇部市(以下「甲」という。)と光東株式会社(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、宇部市内において地震、風水害その他の災害が発生し、または発生の恐れがある場合(以下「災害時」という。)における応急対策資機材(以下「資機材」という。)の供給等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

第2条 甲は、市内での災害時において乙に対し、乙が所有するレンタル資機材の供給について、協力を要請することができる。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による要請は、原則として別記様式1により文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により口頭で要請することができるものとし、その後、速やかに文書を提出する。

(要請事項の措置)

第4条 乙は、甲から第2条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、一般貸出に優先して資機材の供給等に協力するものとし、当該要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡する。

(資機材の範囲)

第5条 甲が乙に要請する資機材は、次の各号に掲げる資機材のうち、乙が保有又は調達可能なものとする。
(1)別表1に掲げる資機材
(2)その他甲が指定する資機材

(資機材の運搬引渡し)

第6条 供給資機材の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行う。ただし、道路不通、停電等により運搬に支障が生じた場合又は生じるおそれがある場合は、甲との協議により対応するものとする。
2 甲の職員又は甲の指定する者は、引渡場所において、乙より資機材の引渡を受けるものとする。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき、乙が提供した資機材及び乙が行った運搬等に要した費用は、甲が負担する。
2 前項に規定する費用は、災害発生時の直前における適正な価格基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進及び防災訓練に対して、可能な限り協力し、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲及び乙は、この協定の締結後、連絡先並びに連絡責任者及び連絡担当者を、相互に報告するものとする。報告内容に変更があった場合も同様とする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和5年7月21日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定する。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年7月21日

甲 宇部市

宇部市長

篠崎 圭二

乙 山口県光市浅江五丁目27番18号

光東株式会社
代表取締役

東 日出夫